

2026年（令和8年）9月25日

建設業者の皆様へ

福山市上下水道事業管理者
（経営管理部管財契約課）

スライド条項について（ご案内）

本市では、建設工事の請負契約締結後に賃金水準又は物価水準が変動し、その変動額が一定程度を超えた場合、福山市工事請負契約約款第26条におけるスライド条項により請負代金額の変更を請求することができます。

スライド条項の適用を検討されている方は、工事担当課の監督員にご相談ください。

本市では、次の3種類のスライド条項を運用しています。

種類	概要
全体 スライド	工期内で請負契約締結の日から12か月を経過した後、賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適當になったと認められたとき。
単品 スライド	特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったとき。
インフレ スライド	予期することのできない特別の事情により、工期内に急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、短期的かつ急激に賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が著しく不適當となったとき。

詳しくは、

「トップページ＞担当部署で探す＞技術検査課＞スライド条項について

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/gijutsu/21131.html>」をご参照ください。